

## 青の煌めきあおもり国スポ・障スポ 宿舍衛生対策実施要領

### 1 趣旨

この実施要領は、第80回国民スポーツ大会環境衛生対策要項、第25回全国障害者スポーツ大会宿泊等基本方針及び第80回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項に基づき、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）が相互に連絡調整を図り、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ（以下「国スポ・障スポ」という。）において、県・会場地市町村・関係機関・団体等とともに実施する宿舍衛生対策に関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 実施内容

#### (1) 営業宿泊施設の宿舍衛生対策

##### ア 営業宿泊施設の把握

青森県健康福祉部保健衛生課（以下「県保健衛生課」という。）及び保健所（青森市保健所及び八戸市保健所を含む。この項において以下同じ。）は、以下のとおり国スポ・障スポに参加する選手・監督・役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「国スポ・障スポ参加者等」という。）が利用する旅館業法第3条により許可を受けている施設（以下、「営業宿泊施設」という。）を把握する。

(ア) 県委員会は、令和7年9月末日までに、国スポ・障スポ参加者等が利用する営業宿泊施設について、「営業宿泊施設利用予定報告書」（様式第1号。以下「利用予定報告書」という。）を作成し、営業宿泊施設が所在する区域を管轄する保健所に提出する。

(イ) 県委員会は、利用予定報告書の提出日以降に営業宿泊施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を記載した利用予定報告書を提出する。

(ウ) 県委員会は、保健所に提出した利用予定報告書の写しを県保健衛生課にまとめて提出する。

##### イ 衛生上の措置基準

営業宿泊施設における衛生上の措置基準は、旅館業法関係法令等に基づく衛生措置基準及び構造設備基準とする。

##### ウ 監視指導

県保健衛生課及び保健所は、以下のとおり営業宿泊施設の監視指導を行う。

(ア) 保健所は、原則として国スポ・障スポ開催までに旅館業法関係法令等に基づき監視指導を行い、指摘事項がある場合には、必要に応じて監視指導票等を営業者に交付する。また、複数の者が共同で使用する浴室（客室に附属するものを除く。）を有する施設には、併せてレジオネラ症防止対策についても指導を実施する。

なお、国スポ・障スポ期間中は、営業宿泊施設の衛生水準を勘案し、必要に応じて監視指導を行う。

(イ) 県保健衛生課は、県委員会から送付された利用予定報告書に県外に所在する営業宿泊施設が含まれる場合、当該施設が所在する自治体に対し、監視指

導を依頼する。

#### エ 宿舍衛生講習会

保健所は、県委員会及び会場地委員会と連携し、次により宿舍衛生講習会を実施する。なお、感染症対策や食品衛生対策の普及啓発を目的とした講習会と併せて実施することができる。

##### (ア) 講習の内容

- a 施設内及び施設周辺の清掃と衛生害虫等の対策
- b 客室、浴室、脱衣場、便所、洗面所等の衛生管理
- c 入浴施設におけるレジオネラ症防止対策
- d 寝具等の衛生的な管理
- e 給水、換気及び排水設備の衛生管理
- f ごみ分別容器の設置及び適正なごみ処理

##### (イ) 受講対象者

国スポ・障スポ参加者等が宿泊する営業宿泊施設の責任者又は管理者

##### (ウ) 講習会の実施方法

令和7年度から国スポ・障スポ開催前までに、上記受講対象者が1回以上受講できるよう、日程及び会場の調整を行う。なお、県委員会及び会場地委員会が主催する説明会等と併せて実施するなど、計画的かつ効果的に実施する。

## (2) 転用施設の宿舍衛生対策

### ア 転用施設の把握

県保健衛生課及び保健所は、以下のとおり国スポ・障スポ参加者等が利用する転用施設を把握する。

(ア) 会場地委員会は、令和7年9月末日までに、第80回国民スポーツ大会宿泊施設充足対策要項に基づき、転用施設を利用する場合には、「転用施設使用届出書」(様式第2号。以下「使用届出書」という。)を作成し、管轄の保健所に提出する。

(イ) 会場地委員会は、使用届出書の提出日以降に転用施設の追加・変更があった場合には、速やかに追加・変更内容を記載した使用届出書を提出する。

(ウ) 会場地委員会は、管轄の保健所に提出した使用届出書の写しを県委員会にまとめて提出する。

(エ) 県委員会は、会場地委員会から提出を受けた使用届出書を県保健衛生課に回付する。

### イ 衛生上の措置基準

転用施設における衛生上の措置基準は、別紙「転用施設における留意事項(以下「留意事項」という。)を適用する。

### ウ 監視指導

保健所は、衛生上の措置基準として、留意事項に基づき、監視指導を行う。

### エ 宿舍衛生講習会

(ア) 会場地委員会は、転用施設を利用する場合には、2(1)エの宿舍衛生講習会に準じた転用施設の宿舍衛生講習会を実施する。

(イ) 保健所は、会場地委員会から講習会の協力要請があった場合は、積極的に対応する。

### 3 実施報告

- (1) 県管轄保健所は、この実施要領に基づく営業宿泊施設及び転用施設における衛生監視指導の実施結果を「営業宿泊施設等衛生監視指導実施報告書」(様式第3号。)により、宿舍衛生講習会の実施結果を「宿舍衛生講習会の実施報告書」(様式第4号。)により、県保健衛生課に提出する。報告期限について、令和7年度中の実施結果は令和8年3月末日までに、それ以降は実施後速やかに提出する。
- (2) 県保健衛生課は、県管轄保健所から提出のあった上記実施報告書を速やかに、県委員会に提出する。
- (3) 青森市保健所及び八戸市保健所はこの実施要領に基づく営業宿泊施設及び転用施設における衛生監視指導の実施結果及び宿舍衛生講習会の実施結果を上記(1)と同様の様式、期限により、県委員会に提出する。

### 4 その他

- (1) この実施要領に定めるもののほか、宿舍衛生対策の実施に関して必要な事項は、県委員会と県保健衛生課及び保健所(青森市保健所及び八戸市保健所を含む)が協議の上、別に定めるものとする。
- (2) 会場地実行委員会を組織していない場合は、「会場地市町村実行委員会」を「会場地市町村準備委員会」または「会場地市町村」に読み替える。

営業宿泊施設利用予定報告書

年 月 日

保健所長 様

実行委員会事務局長

番号	施設名	所在地	電話番号	FAX番号	利用期間	宿泊予定人数 (1日当たり最大宿 泊人数)	食事の外注 (外注先)
					月 日( ) ~ 月 日( )		
1					~	人 ( 人)	
2					~	人 ( 人)	
3					~	人 ( 人)	
4					~	人 ( 人)	
5					~	人 ( 人)	
6					~	人 ( 人)	
7					~	人 ( 人)	
8					~	人 ( 人)	
9					~	人 ( 人)	
10					~	人 ( 人)	
11					~	人 ( 人)	
12					~	人 ( 人)	
13					~	人 ( 人)	

保健所長 様

転用施設使用届出書

整理番号	使用施設				使用期間	建物の構造 木造・鉄筋等	建物の総面積	宿泊人数	宿泊に使用する客室			使用水(※2) 水道水/井戸水/その他	浴室				洗面所の有無	便所			備考		
	施設名	所在地	電話番号 (責任者連絡先)	FAX番号(※1)					責任者の氏名	客室数	延面積		寝具数	有無	面積	の循環配管の有無		貯湯槽の有無	大便器	小便器	手洗設備	水洗・汲取	宿泊者の所属する都道府県名等
1					月 日～ 月 日																		
2					月 日～ 月 日																		
3					月 日～ 月 日																		
4					月 日～ 月 日																		
5					月 日～ 月 日																		
7					月 日～ 月 日																		
8					月 日～ 月 日																		
9					月 日～ 月 日																		
10					月 日～ 月 日																		
11					月 日～ 月 日																		
12					月 日～ 月 日																		
13					月 日～ 月 日																		
14					月 日～ 月 日																		

※1 FAXがある場合は番号を記入すること

※2 使用水が水道水で受水槽がある場合、当該受水槽の有効容量が10㎡超の簡易専用水道に該当するときは水道水の後に「簡専水」と、10㎡以下の小規模貯水槽水道に該当するときは、水道水の後に「小規模」と記入すること

## 営業宿泊施設等衛生監視指導実施報告書

保健所

## 1 営業宿泊施設

種別	宿舎として利用される対象施設数	監視・指導件数	備考
旅館・ホテル			
簡易宿所			
合計			

## 2 転用施設

種別	宿舎として利用される対象施設数	監視・指導件数	備考
合計			

## 宿舎衛生講習会の実施報告書

実行委員会

番号	開催年月日	講習時間	開催場所	主催者	対象者	参加人数	備考
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

## 転用施設における留意事項

### 1 客室

- (1) 睡眠を妨げるような余分な光は入らないようにすること。
- (2) 換気に注意すること。特に昼間は、室内の空気の入れ換えを行うこと。
- (3) 毎日1回以上掃除すること。
- (4) くず入れ等、日常生活に必要なものを用意すること。

### 2 寝具

- (1) 宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意すること。
- (2) 寝具は清潔なものを提供すること。

### 3 洗面所

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 石けん、コップ等を必要に応じて用意すること。

### 4 便所

- (1) 専用の履き物を用意すること。
- (2) 用便後は石けんによる手洗い（洗面所等の利用）をすすめること。
- (3) 備え付けのタオルは、清潔なものを用意すること。（ペーパータオルが望ましい。）
- (4) 防虫、防臭に注意するとともに、常に清潔にしておくこと。
- (5) 毎日1回以上清掃すること。

### 5 浴室

- (1) 毎日1回以上清掃すること。
- (2) 入浴に必要な石けん、洗面器等を用意すること。
- (3) 浴槽水は、原則（又は客室の使用ごとに）完全換水し、その都度、清掃すること。  
また、共同浴室の浴槽水については、レジオネラ属菌の検査を実施し、検出されないこと（10cfu/100ml 未満）を確認すること（国スポ開催前2ヶ月以内に実施することが望ましい。）。また、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒すること。

### 6 洗濯

宿泊者が洗濯できるように配慮すること。

### 7 宿泊者名簿

宿泊者名簿を備えること。

### 8 飲料水関係

- (1) 飲料水は水道水を使用すること。ただし、やむを得ず井戸水等を使用する場合は、以下の項目を実施すること。  
ア 飲料水水質検査を実施すること（検査項目：一般細菌、大腸菌、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、臭気、味、色度及び濁度の10項目。国スポ開催前2ヶ月以内に実施することが望ましい。）。



イ 水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めること。

## 9 その他

- (1) 施設内に、ねずみ、ハエ、蚊等が入らないように注意すること。
- (2) 建物の周囲を毎日清掃し、ごみ等の処理は適切に行うこと。
- (3) 施設ごとに衛生管理に当たる施設責任者を選任すること。
- (4) 国スポ期間中は、別表「宿舎衛生自主管理表」を作成し、自主管理を徹底すること。
- (5) 犬、猫、その他ペット等による事故が起きないように適切な管理を行うこと。
- (6) 施設責任者は、実行委員会が実施する宿舎衛生講習会等を必ず受講し、施設運営責任者に対し衛生知識の普及及び啓発を図ること。
- (7) 施設内に消毒液を配置するなど、感染症予防に努めること。
- (8) 施設運営従事者、宿泊者の健康状態を確認し、感染症の疑い（下痢、嘔吐等）があった場合には、必要に応じ医療機関受診を促し、速やかに管轄の保健所に相談すること。また、消毒等必要な措置を講じること。

### 宿舎衛生自主管理表

★国スポ期間中は、毎日1回以上チェックしましょう。

★○、△、×のチェックを行い、△、×の項目はすぐに改善しましょう。【○=良好、△=不十分、×=不備】

施設の名称及び所在地									備考
点検項目		点検月日							
客室	1	睡眠を妨げるような余分な光が入らないようにしているか。							
	2	換気に注意しているか。 特に昼間は、室内の空気の入換えを行っているか。							
	3	毎日1回以上は清掃しているか。							
	4	くず入れ等、日常生活に必要なものを用意しているか。							
寝具	1	宿泊者数に応じて、必要な寝具を用意しているか。							
	2	寝具は清潔なものを提供しているか。							
洗面所	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	石けん、コップ等を必要に応じて用意しているか。							
便所	1	専用の履き物を用意しているか。							
	2	用後は石けんによる手洗いをすすめているか。							
	3	備え付けのタオルは、清潔にしているか。							
	4	防虫・防臭に注意し、清潔にしているか。							
	5	毎日1回以上は清掃しているか。							
浴室の管理	1	毎日1回以上は清掃しているか。							
	2	入浴に必要な石けん、洗面器等を用意しているか。							
	3	浴槽水は原則(又は客室の使用ごとに)完全換水し、その都度浴槽を清掃しているか。							
	4	共同浴室の	使用期間前にレジオネラ属菌が10cfu/100ml未満であることを確認したか。						
	5	浴槽水	1週間に1回以上完全に換水し、浴槽等を消毒しているか。						
洗濯	1	宿泊者が洗濯できるように配慮しているか。							
名簿	1	宿泊者名簿を備えているか。							
飲料水	1	水道水を使用しているか。							
	2	井戸水等	使用期間前に水質検査を実施したか。						
	3	使用の場合	水源及びその周辺を清潔にし、汚染防止に努めているか。						
施設責任者印（または署名）									